

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は20万円、17年12月12日は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月12日

私がA社で勤務していた平成16年12月及び17年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書、賞与振込先金融機関の取引明細証明書及び事業所の回答により、申立人は申立期間①及び②において、A社から賞与の支給を受けていたことが認められる。

申立期間①については、複数の同僚が所持する賞与支給明細書により、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる上、上記の取引明細証明書で確認できる当該期間の賞与振込額は、申立人が主張する賞与支給額から、当該賞与支給額に見合う厚生年金保険料を含む社会保険料等を控除した金額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②については、申立人が所持する賞与支給明細書から、賞与支給額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の取引明細証明書から推認及び賞与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万円、申立期間②は21万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無いため不明と回答しているが、事業所が加入する厚生年金基金及び健康保険組合の記録に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が届出された記録が無いことから、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成26年1月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、昭和15年5月19日から同年10月1日までの期間については、当該あっせんによらず、船員保険法の規定に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者資格の取得日を同年6月1日、同資格の喪失日を同年10月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和15年5月19日から同年10月1日まで
② 昭和15年11月15日から16年2月13日まで
③ 昭和16年9月21日から同年10月17日まで
④ 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

私の夫は、昭和4年にA社に入社し、C航路及びD航路の船舶にE職として乗っていたが、申立期間①から③までが船員保険の被保険者期間となっていない。

また、下船後の申立期間④もA社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。なお、昭和18年頃にF省（G関係）へ出向していた。

調査の上、申立期間①から④までを被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管する船員保険被保険者カードにおいて、申立人の船員保険被保険者の資格取得日は昭和15年5月19日、資格喪失日は同年10月1日であることが確認できること、申立人と同姓同名で、

生年月日が異なる船員保険被保険者台帳において、基礎年金番号に未統合のA社に係る船員保険被保険者記録が確認できることなどから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成26年1月15日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、船員保険法における船員保険の保険給付及び費用の負担に関する規定の施行日は、昭和15年6月1日である。

これらの事実及びこれまでに収集した資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人のA社における船員保険被保険者資格の取得日は、船員保険法における船員保険の保険給付及び費用の負担に関する規定の施行日である昭和15年6月1日、同資格の喪失日は船員保険被保険者台帳から同年10月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者カードの記録から、100円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和15年5月19日から同年6月1日までの期間について、上記船員保険被保険者カードにおいて、申立人の被保険者資格取得日は同年5月19日と記載されているが、船員保険法においては、保険給付及び費用の負担に関する規定の施行日は同年6月1日となっており、当該期間は、船員保険被保険者としては保険料の徴収は行われていない期間である。

これらの事実及びこれまでに収集した資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について船員保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月23日から同年6月22日まで
私は、昭和34年から平成7年までA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管している人事カードから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事カードによると、申立人は昭和36年5月15日付けでA社C支店開設準備委員となった後、同年5月22日付けで同社C支店の所属に変更されていることが確認できるが、同社C支店は同年6月22日に厚生年金保険の適用事業所になっている上、同社C支店に異動した全員が同年6月22日に同社C支店における厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人の被保険者資格は、同社C支店における被保険者資格を取得する同年6月22日までは、同社本社において引き続き有していたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、人事カード、従業員台帳及び同僚の証言から、A社C支店開設時に、申立人と同日に同社本社から同社C支店に異動したことが確認できる全員が、同社本社において昭和36年5月23日に被保険者資格を喪失していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私の夫は、C社に入社した後、A社に異動となり、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推

認できるところ、C社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA社における資格取得時（昭和 35 年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、複数の同僚の供述により、同社には申立期間においても10人以上の従業員がいたと認められることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年5月1日から20年9月15日までの期間について、事業主は、申立人が19年5月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月15日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年5月1日から23年5月1日まで
私がA社B工場に勤務していた申立期間の年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年5月1日から20年9月15日までの期間について、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、19年5月1日に被保険者資格を取得し、資格喪失日の記載が無い、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、A社が保管する厚生年金加入者名簿には、申立人が昭和19年5月1日に被保険者資格を取得している記録が確認でき、同社は、「資格喪失日が記載された資料が残っていないため、申立人の在籍期間は不明であるが、申立人が在籍していたことは確認できる。」と回答していることから、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

一方、上記のとおり、当該被保険者記録では資格喪失日が不明であるが、

C市の戦災に係る記録に、A社B工場が昭和20年*月から同年*月にかけて爆撃等により甚大な被害を受けたと記録されているところ、同僚の一人が、「申立人を知っている。工場が爆撃されたとき、防空壕で一緒だったと思う。」と述べていることから、申立人は、終戦前後においても同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日の記載が無い者が複数確認できるところ、これらのうちの多数の者が厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、その資格喪失日が昭和20年9月15日と記載されていることが確認できる上、そのうちの複数の同僚は、「工場が爆撃で破壊された後は仕事ができなくなっていた。終戦となり、昭和20年9月に退職した。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年5月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月15日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月15日から23年5月1日までの期間については、当該期間にA社B工場において被保険者だった複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社B工場に勤務していたことをうかがえる供述は無い。

また、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和34年3月1日にA社に入社し、平成10年5月29日まで継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ転勤した際の申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する辞令から判断すると、申立人がA社において継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「辞令の発令日は、昭和45年9月20日になっているが、申立期間当時、転勤の際には、当月内は転勤元で業務の引継ぎ等を行い、翌月初日から転勤先に出勤することになっていた。そのため、同年9月末まではA社C支店で引継ぎ等を行い、同年10月1日から同社D支店に出社した。」と供述しているところ、同社C支店の同僚は、「申立人は、昭和45年9月30日までC支店で勤務していた。」と供述している上、同社D支店において申立人と同日の同年10月1日に被保険者資格を取得した同僚の転勤前の事業所における資格喪失日が同日となっていることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 1 か月間、A 社において研修を受け、同年 5 月 1 日に B 社に配属された。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 連合会の回答及び同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証から、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に A 社において、被保険者資格を取得していたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日に払い出された記号番号を用いて、同年 5 月 1 日に B 社で被保険者資格を取得している。

加えて、上記の払出簿には、申立人と同日に記号番号の払出しを受けている全員について、資格取得を取り消したかのような記載が見られるが、当該処理を行った日付及び事由等の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、当該取消処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に同資格

を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

関東神奈川厚生年金 事案 8814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、C社に入社した後、A社に異動となり、昭和37年6月30日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保

除料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、複数の同僚の供述により、同社には申立期間においても10人以上の従業員がいたと認められることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から6年3月まで

私の母親は、平成4年ないし5年頃、私宛てに区役所から当月分と未納分の国民年金保険料を一緒に納付するようにとの通知と納付書が届いたので、金融機関で期限内に納付してくれており、弟たちの保険料の納付についても、母親が私の保険料と一緒に納付書により納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその母親は、当該期間当時の国民年金の加入手続時期、加入場所及び保険料の納付時期について記憶が明確でないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は、平成4年ないし5年頃、申立人の国民年金の加入手続を行い、その時点から国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格取得記録等から7年5月頃と推認され、申立人の母親の申述と一致しない。

さらに、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者資格の取得年月日は、いずれも「平成7年5月1日」となっており、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、当該期間の国民年金保険料を納付することができない上、申立期間以前から同一住所地に居住する申立人に別の手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月の婚姻届出後に、正確な時期は分からないが、夫と一緒に区役所に行き、自身の国民年金被保険者資格の再取得手続きを行った。

申立期間の国民年金保険料は、手続き後に、私又は夫が、遡って 1 年分まとめて納付したが、納付時期、納付場所及び納付した保険料の金額については、憶^{おぼ}えていない。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月の婚姻届出後に、その夫と一緒に区役所に行き、自身の国民年金被保険者資格の再取得手続きを行い、その後、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと述べているが、申立人及びその夫は、当該期間の国民年金被保険者資格の再取得手続き及び納付した保険料の金額についての記憶が明確でないことから、当該期間の国民年金被保険者資格の再取得手続きの状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間に挟まれた期間であり、申立人が国民年金の再取得手続きを行ったとする時点で、遡って国民年金被保険者期間とすることは可能であったと推認されるものの、申立人が所持している年金手帳、申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間が国民年金被保険者期間とされた形跡が認められないことから、当該期間は、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から52年11月まで

私は、昭和40年4月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、同年4月ないし同年10月頃に、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、納付書に現金を添えて定期的に市役所又は金融機関で納付していた。

また、転居の都度、市役所等で国民年金の住所変更手続を行い、転居前と同様に、国民年金保険料を納付書により市役所又は金融機関で定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月ないし同年10月頃に、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書に現金を添えて定期的に市役所又は金融機関で納付していたと主張しているが、
i) 申立人は、国民年金の加入手続後に交付されたオレンジ色の年金手帳以外の手帳を交付された記憶は無いと述べており、当該手帳は、49年11月から使用が開始されたもので、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする40年4月ないし同年10月頃には使用されていなかったこと、ii) 申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び具体的な納付方法等についての記憶が明確でないことから、申立人の国民年金の加入状況及び当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金

手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 52 年 11 月ないし同年 12 月頃と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は同年 12 月 7 日に任意加入していることが確認でき、オンライン記録においても、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も無い。

加えて、申立期間は 152 か月に及び、かつ、当該期間の申立人の居住地は複数の市区町にまたがっており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年8月まで

私は、平成9年*月に夫が他界し、区役所に相談に行ったとき、国民年金保険料の免除制度について教えてもらったので、最初の保険料免除の申請を行った。翌年、他市へ転居後も、毎年、市民税の申告は欠かさず行っていたと思うので、保険料免除の申請も欠かさず行っていたはずである。

私は、平成9年*月以降、毎年、国民年金保険料の免除承認通知書を受け取っており、申立期間前後の収入(所得)に大きな変動は無かったにもかかわらず、当該期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が他界した平成9年*月以降、国民年金保険料の免除の申請を、毎年欠かさず行っていたと述べているが、申立期間当初居住していた市での免除の申請の具体的内容を憶^{おぼ}えておらず、当該期間の途中で転居した市でも、転居当時免除の申請を行った記憶は無いなど、当該期間当時の保険料の免除の申請の状況が不明である。

また、申立期間当時の制度では、国民年金保険料の免除は、申請日の属する月の前月から承認されることとなっているところ、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る免除の申請は、平成14年10月30日になされていることが確認できることから、申立人は、当該免除申請日時点において、申立期間の始期である同年4月まで遡って免除の承認を受けることはできない。

さらに、申立期間は、国に国民年金保険料の収納事務が一元化された平成14年4月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤があったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除の承認を受けたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7193 (事案 1414 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から平成元年 6 月までの期間及び同年 11 月から 3 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から平成元年 6 月まで
② 平成元年 11 月から 3 年 11 月まで

私は、前回の申立てにおいて、昭和 60 年 6 月に区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、国民健康保険料と一緒に集金人に毎月納付していたとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな事情として、私の母親が、申立期間①及び②当時、私が国民年金保険料を集金人に納付していたことを証言してくれたため、再度の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、昭和 60 年 6 月に区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、集金人に国民健康保険料と一緒に毎月納付していたはずであると主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 8 月頃に払い出されており、その時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、ii) 申立人が所持する年金手帳に記載されている住所から、申立人が 6 年 4 月以降に居住していた区で国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、昭和 60 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難いこと等から、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき平成 21 年 1 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとし

る通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、自身が申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人に納付していたことをその母親が証言してくれたと主張しているが、その母親の証言は、申立人が集金人に保険料を納付していた時期について記憶が明確でないことから、申立人が、当該期間の保険料を納付していた事実を裏付けるものと認めることはできない上、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す新たな証言や資料を得ることができなかった。

そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月まで

私は、申立期間当時、A 市に居住していたが、私の母親が昭和 36 年 4 月頃に、B 町（現在は、C 町）役場で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が国民年金の未加入期間で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 36 年 4 月頃に、B 町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に係る戸籍の附票の住所履歴欄により、申立期間当時、申立人は A 市に住居登録していることが確認できることから、申立人の母親は、B 町において、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行うことはできない。

さらに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年9月まで

昭和43年11月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、毎月、私も兄も母親に渡して区役所で納付してもらっていたが、保険料の月額については憶^{おぼ}えていない。また、私は、時期は定かではないが、保険料を遡^{おぼ}って2年分まとめて納付した記憶がある。その際、私が母親を車で区役所へ連れて行き、私は車で待っていて母親が納付してくれたが、納付した保険料の金額等については、憶^{おぼ}えていない。

申立期間の国民年金保険料が、兄は納付済みとなっている期間があるにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれ、毎月、国民年金保険料を母親に渡して区役所で納付してもらっていたと述べているが、申立人は、保険料の月額等の具体的な記憶が無い上、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、当該手続及び保険料の納付を行ったとする母親及び申立期間に同居していた兄は既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年10月と推認されることから、前述の申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない上、申立人の主張のとおり、申立期間の国民年金

保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

さらに、前述の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、第3回特例納付等により遡って納付することは可能であるが、申立人には2年分を遡って納付した記憶はあるものの、納付時期については定かではない上、特例納付により納付したとの主張も無く、申立人が居住していた区の附則4条（第3回特例納付）納付者リストにおいても、申立人の記録を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月

私は、昭和57年2月頃に区役所で、夫と一緒に国民年金の加入を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が平成11年1月頃に区役所で、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、納付金額の記憶は無いが、夫の分と一緒に金融機関で納付した。当該手続きについては、私と夫の年金手帳の記載内容から、夫婦とも同年同月頃に行っていることが確認できる。

申立期間の国民年金保険料が私だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年1月頃に、申立期間の国民年金保険料をその夫の分と一緒に納付したと主張しているが、同年同月の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更及び同年2月の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更は、25年6月に記録追加されていることがオンライン記録により確認できるため、同年同月に当該記録が追加される前は、当該期間は、保険料の納付を要さない第3号被保険者期間として管理されていたものと考えられることから、申立内容と符合しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8815

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 30 日から 49 年 12 月 11 日まで
申立期間にA社に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。給与からの厚生年金保険料の控除に係る資料は無いが、当該期間の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を所持しているため、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、A社が保管する失業保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書（事業主控）及び同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の健康保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格取得届を調査したところ、申立人が昭和48年7月30日にB健康保険組合において健康保険の被保険者資格を取得していることは確認できるが、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できない。」と回答している。

また、A社は、「保管している資料により、昭和47年10月から50年9月までの健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況を調査したところ、申立人と同様、健康保険の被保険者資格を取得しているものの、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者が27人いることが確認できる。」と回答していることから、同社では、勤務していた者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者原票は確認できず、整理番号に欠番も無い上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8816 (事案 5340 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は 30 万円と記録されている。しかしながら、申立期間の前後の期間の標準報酬月額に比べて著しく低額となっており、不自然である。申立期間当時に私の給与が下がったことは無く、思い当たる事情も無い。前回の申立てに係る年金記録確認第三者委員会の結論には納得できないので、再度調査の上、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないと回答していること、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いこと、B 健康保険組合が申立人の申立期間における標準報酬月額を確認できる資料等は保存期限経過のため確認できないと回答していることなどから、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づく平成 23 年 3 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間の前後の期間の標

準報酬月額に比べて著しく低額となっているが、申立期間当時に私の給与が下がったことは無く、思い当たる事情も無い。」との従来の上張を繰り返して述べているが、これは年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、A社に再度照会を行ったが、申立人に係る資料は保存されていないことから不明であると回答しており、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿について再度確認を行ったが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は30万円と記載されていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

このほかに、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8817

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
私が経営していたA社は、平成 14 年 10 月 * 日に経営不振により倒産し、私自身も自己破産した。同年 10 月中旬頃、管轄社会保険事務所（当時）から出向くように連絡があり、同事務所において、私の標準報酬月額を遡って減額し、従業員の未納分の厚生年金保険料に充当するという内容の書面を見せられ、同意するよう説明され、やむなく署名押印した。署名押印は、会社倒産という心が動揺した中で行ったものであり、有効とは言えないので、元の標準報酬月額に回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成 14 年 11 月 1 日より後の同年 11 月 20 日付けで、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間及び申立てに係る減額訂正処理が行われた当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社倒産後、管轄社会保険事務所で、自らの標準報酬月額を遡って減額する旨の書類に署名押印した旨を供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8818 (事案 326 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月頃から 58 年 2 月 1 日まで
② 昭和 58 年 9 月頃から 60 年 11 月頃まで
③ 昭和 61 年 2 月頃から同年 11 月頃まで

申立期間①は昭和 57 年 4 月頃に A 社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 58 年 2 月 1 日になっているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②は B 社で、申立期間③は C ビルにあった D の店で勤務していたが、それぞれの事業所において、その全ての期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申立てを行ったが、記録を訂正することはできないとの通知を受けた。

今回、新たな資料等はないが、再度、調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間①は、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、事業主及び同僚から、A 社においては、一定の試用期間があったとの証言が得られていること、申立期間②は、B 社は、昭和 53 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は適用事業所となっていないこと、申立期間③は、事業所名称及び所在地などに係る申立人の記憶が曖昧で、雇用保険の加入記録も無く、勤務していた事業所が特定できないことなどから、既に年金記録確認 E 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づく平成 20 年 11 月 28 日付け年金記録の訂

正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料等はないが、再度、調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

申立期間①については、申立人は、昭和 58 年 2 月 1 日から同年 7 月 26 日までの期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者となっているところ、当該被保険者期間は申立人の同社に係る F 厚生年金基金の加入期間及び雇用保険の被保険者期間と一致している上、同基金は、「申立期間①当時、厚生年金保険、厚生年金基金の届書は複写式であった。」と回答している。

申立期間②については、B 社における雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社に係る商業登記簿謄本に記載されている当該期間当時の代表取締役は再度照会を行い、複数の取締役においても照会を行ったところ、代表取締役及び複数の取締役は、当該期間当時同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、自身は国民年金の被保険者であった旨回答している上、これらの者のオンライン記録を確認したところ、当該期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、国民年金保険料は納付済みとなっており、このうち一人については国民年金の付加保険料も納付済みとなることが確認できることから、これらの者は、当該期間当時において国民年金に加入していたと推認できる。

また、上記代表取締役は、当該期間当時の資料は残っていないとしており、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、同僚照会が行えず、申立人の当該期間に係る保険料控除について証言を得ることができない。

申立期間③については、申立人は、C ビルにあった D の店の業務内容を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が C ビルにあった D の店で勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所が特定できず、オンライン記録において、事業所を検索することができない。

また、C ビルの所在地を管轄する法務局に、申立人の記憶する店名で照会を行ったが、商業登記の記録は確認できないとの回答であった。

さらに、事業所が特定できないことから事業主照会が行えず、同僚については、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、同僚照会が行えず、当時の状況を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の供述は年金記録確認 E 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべ

き新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8819

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から38年10月1日まで
私は、昭和32年4月から57年8月までA社（現在は、B社）において継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、昭和38年10月1日にC社として、適用事業所となっており、当時の代表取締役及び同日より前から勤務していたとする複数の同僚も、申立人と同様、同社において、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、当時の代表取締役及び上記の複数の同僚と連番で被保険者番号を払い出され、昭和38年10月1日にC社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の保険料控除については不明と回答しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8820 (事案 2879 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 19 日から 40 年 2 月 27 日まで

申立期間前に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、自分で社会保険事務所(当時)に行って手続をし、脱退手当金を受け取ったが、申立期間の脱退手当金については受け取っていないため、第三者委員会に申立てを行ったが、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との判断だった。

申立期間の脱退手当金を支払った記録が間違っていないと言うなら、私の知らない第三者に支払ったと考えざるを得ない。

単に支払った記録があるというだけでは納得がいかないなので、誰に渡したのか調べて、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、昭和 40 年 12 月 27 日に支給決定されているが、厚生年金保険被保険者台帳には、社会保険庁(当時)が同年 8 月に脱退手当金を裁定するために必要な手続をした経過が記録されており、申立期間と申立人が脱退手当金の受給を認めている期間とを合算して脱退手当金の支給手続が行われたと考えられる上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないとして、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成 22 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、脱退手当金を受け取っていないとの主張を繰り返しており、「申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受け取っていたので、申立期間に係る事業所には厚生年

金保険被保険者証を提出せず、新しく作ってほしいと頼んだ。」と述べているが、申立期間と申立人が脱退手当金の受給を認めている期間の厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されている上、申立期間後に勤務したB社において、別番号の被保険者記号番号を取得していることが確認できる。

これらは、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、今回、申立人は、「第三者に脱退手当金を支払ったと考えざるを得ない。」とも主張しているが、年金記録確認第三者委員会は年金記録の訂正の可否を判断するための調査、審議を行う組織であり、申立事案に係る違法性の有無について判断する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月頃から 35 年 11 月頃まで
申立期間について、A地のB事業所に住み込みで勤務していた。
厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するB事業所の所在地とその後法人登記されたC社の所在地が一致することや当時の勤務状況の記憶などから、期間は特定できないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、申立期間当時は法人ではなく、C社の閉鎖登記簿謄本からD業種であることが確認できることから、当該事業所は厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったと考えられる上、オンライン記録により、同事業所はC社として昭和 52 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においてB事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたとする複数の同僚は、「同社が適用事業所となる前の期間は、従業員全員が厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している。

さらに、C社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であるため証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。